



# 衆議院憲法調査会ニュース

H16.5.14 Vol.75

第159回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

**5月12日及び13日に、  
公聴会を開催しました。**

**平成16年5月12日(水)  
第1回憲法調査会公聴会  
午前**

## 公述人(3名)

上智大学法学部教授	猪口邦子君
早稲田大学大学院教授	川本裕子君
元群馬県林業改良普及協会 事務局長	井ノ川金三君

## 質疑者

保岡 興治君(自民)	大出 彰君(民主)
太田 昭宏君(公明)	塩川 鉄也君(共産)
照屋 寛徳君(社民)	

## 公述人の意見の概要

猪口邦子君

- ・日本は、国際安全保障分野の多国間外交の場において、頼りになる大国として認識され、また各種の問題の解決において高い能力を発揮する国家として評価されている。
- ・憲法の検討に当たっては、戦後日本の国家や社会の努力への評価と、そうした努力がもたらした世界における貴重な存在感についての深い認識を出発点とすべきである。そうすることにより、軸足が浮遊して過度な修正に流れることなく、必要最小限の簡潔な修正により連続性を保ち、日本国として国際社会において築いた地位や評価を混乱させずに発展させることができる。
- ・憲法の調査、検討のプロセスは、憲法についての国民の深い所有感や慈しむ気持ちをさらに強化する有意義な政治プロセスである。国民が、憲法を半世紀を越えて守り抜いてきたという歴史的時間の重さを考えれば、占領下に作られた憲法であることのみをもって改正すべきとする議論は適切ではない。
- ・9条1項、2項に掲げられた考え方は国際社会で

広く知られ、特別の評価を獲得している。世界は、我が国が軍事面での国際貢献において制約を有することを了解し、その範囲内で国際貢献について著しい工夫を行っていることを評価している。我が国は、自国のあり方を過小評価するのではなく、むしろ国際社会への啓発力を信じて積極的に発信し、また日本の姿勢を肯定的に受け止める各国の多様性の受容を、より積極的に外交を通じて評価していくべきである。

- ・戦後復興への貢献は重要な予防的・修復的な国際貢献であり、自負をもって支援に取り組み、併せて各勢力の和解に向け外交力を発揮すべきである。
- ・軍縮、不拡散、人道支援を日本の国際貢献の特質とすることを、軍事的リスク等を回避する臆病なやり方であるとする批判には、断固として反論すべきである。我が国の自衛隊も、職域に殉ずる潜在的な危険性の中にあり、尊い協力をしていることを世界に認識してもらうことが必要である。
- ・世論が憲法修正を求めることとなった場合には、9条の基本を維持しつつ、簡潔に自衛のための実力組織につき言及する可能性は研究するに値する。しかし、個別の法律で扱うべき事柄を憲法に織り込むことや、今後の国際情勢や国連の活動を予測して複雑な修正をすることには慎重であるべきである。

川本裕子君

- ・経済的自由に関する制限は、「二重の基準」により、精神的自由への制限の許容基準よりも緩く、合理性の原則に従って判断されており、これまでのところ大過なく運用されてきている。このような現在の憲法の運用を「念押し」する意味で、憲法の見直しの検討は価値あることだが、経済政策について憲法で事細かに規定すべきではない。
- ・憲法に財政均衡義務を規定することには反対である。「財政赤字を出さない」ことではなく、「財政赤字を隠さない」ということを規定すべきである。
- ・経済的自由を保障するという観点のほか、政府活動が経済に歪みや過大な負担をもたらさないように担保し、そのために国民が監視し是正し得る仕組みを作るという視点からも憲法の見直

しが必要である。

- ・まず、財政投融资や特殊法人に関する問題が巨大化、深刻化したのは、国民に対する情報開示が不十分だったためであることにかんがみ、最終的に国民負担となるような政府活動について、政府の前広・積極的な情報公開義務を憲法上明記すべきである。
- ・次に、議員定数の不均衡の見直しを図るべきである。大きな一票の格差があることにより、国会が公共政策決定の責任主体となる前提条件が満たされておらず、また、最高裁判所の憲法判断にも大きな疑問があると考ええる。国会は早急に是正措置をとるべきであり、憲法が格差を認める解釈の余地を与えているのであれば、規定の見直しを図るべきである。さらに、違憲判断をするに当たっては、期間を限って是正のための立法措置を国会が講ずることを判決で義務づけ、選挙をやり直すべきである。

#### 井ノ川 金 三君

- ・「二院制の見直し」に当たっては、短絡的に「一院制にせよ」という議論をするのではなく、国会の機能を効率的に発揮させるためにどのようにすべきかを出発点にすべきであり、特に参議院の在り方が問題となる。
- ・まず、国会運営を合理的にするために、予算審議は衆議院の、また、決算審査は参議院の専権とし、権能を分けるべきである。決算審査は、内閣の政治責任を問うものであり、会計検査院の検査とは別に重要な意味を持つ。
- ・次に、(a)内閣の指名に基づく天皇による最高裁判所長官の任命を、参議院の指名に基づくものとする、(b)内閣の助言と承認に基づく天皇の大赦、特赦等の認証を、参議院の助言と承認に基づくものとするにより、司法にかかわる権限を参議院に移すべきである。
- ・先進国は二院制を採用する国が多いが、フランスの元老院型やドイツの連邦型など、それぞれ存在理由がある。我が国の参議院には、慎重な審議や抑制機能といった明確な存在理由を見出すことができず、参議院の独自性を出す方向での見直しができないのであれば、一院制とすることもやむを得ないと考える。
- ・経済の規模や構造の変化等を踏まえ、規模が小さく時代に合わない都道府県制から道州制へ移行するような場合には、参議院を道州の代表で構成される新しい第二院とすることも考えられる。
- ・衆議院も参議院も共に二院制の見直しには消極的であるが、その見直しは直接、政治に関わる

ことだけに、国民にとって重要であり、是非実行してもらいたい。

#### 公述人に対する主な質疑事項

##### 保 岡 興 治君（自民）

- ・人間の安全保障の考え方は、日本の外交の基本であり、ODAの基本理念である。その根拠は憲法前文の「平和的生存権」に係る部分に求められるが、それは、二度と戦争をしないという消極的平和的生存権であって、積極的な平和的生存権ではないと考える。憲法を見直すに当たって、人間の安全保障や積極的平和的生存権についてどのように位置付けるべきと考えるか。（猪口公述人に対して）
- ・紛争予防や紛争後の治安回復に際して実力行使が必要な場合が想定される。イラクにおける自衛隊の活動は高い評価を受けているが、共同任務への参加や邦人救出のための実力行使などにおいて憲法上の制約がある。リスク管理の観点から憲法を見直すべきと考えるが、いかがか。（猪口公述人に対して）

- ・営業の自由や経済活動の自由を憲法上明記すべきと考えるが、いかがか。（川本公述人に対して）

- ・先日発表された読売新聞の憲法試案では、国民の福祉を増進させることで、自由で活力のある公正な社会の実現が図られるとされているが、「国民の福祉」と「自由で活力のある公正な社会の実現」との関係性を公述人はどのように捉えるか。（川本公述人に対して）

- ・公述人は、憲法で財政を明解に規制し過ぎるべきではないとの見解を持つようだが、健全財政の維持・運営の努力規定を憲法上明記することについてはどのように考えるか。（川本公述人に対して）

- ・知る権利を憲法上明記すべきと考えるが、財政情報の開示制度を設けることについてどのように考えるか。（川本公述人に対して）

- ・我が国の国際競争力を高めるために、知的財産権の保護・管理が重要であり、憲法上の権利として保障すべきと考えるが、この点についてどのように考えるか。（川本公述人に対して）

- ・二院制については、現在のようにスピードが求められる時代においては非効率的であり、見直しが必要であるなどさまざまな意見があるが、例えば、参議院を推薦等によって選出された行政・司法の有識者や長老議員により構成することなども考えられる。二院制について、公述内容に加えてさらに意見があれば伺いたい。（井ノ川公述人に対して）

##### 大 出 彰君（民主）

- ・二院制の見直しについて、公述人は、最高裁判

所長官は、内閣の指名ではなく、参議院の指名に基づいて天皇が任命することとすべきであると主張するが、さらに詳しい説明を伺いたい。

(井ノ川公述人に対して)

- ・連邦型の分権国家を想定すると、連邦を代表する院を含む二院制に行き着くと思われるが、いかがか。(井ノ川公述人に対して)
- ・連邦制及び道州制について、見解を伺いたい。(井ノ川公述人に対して)
- ・我が国の軍縮への取組みにはどのような特徴があるか。また、軍備登録制度への日本の関わりはどのようなものか。(猪口公述人に対して)
- ・イラクにとってどのような復興支援活動が有益であるか。(猪口公述人に対して)
- ・将来の国連像について公述人の見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)
- ・イラク関連の安保理決議においては、「国連の指揮の下で」ということが強調されているように感じるが、これは、米国の単独主義を正常な状態に戻そうとする努力であると考え得るか。(猪口公述人に対して)

#### 太田 昭宏君(公明)

- ・国連の集団安全保障は侵略戦争としての武力行使とは異なっており、憲法に明示するまでもなく質的に違うと考える。国連の集団安全保障の憲法上の位置付けについて見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)
- ・軍事力による国際貢献だけでなく、警察力による未然防止措置の分野における国際貢献や、システムづくりが大事であるとする。この分野における国際貢献を憲法上規定することについて、見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)
- ・現在、我が国は必要最小限度の実力行使と戦力とを区別している。自衛隊の憲法上の位置付けに関し、武力行使に抑制的な憲法の精神を貫徹して、自衛隊は戦力ではないと考えるのがよいのではないかと思うが、いかがか。(猪口公述人に対して)
- ・現行憲法上、経済活動についての論及が少ないことについて公述人はどのように考えているか。また、国の情報公開の義務を憲法上明記すべきと主張するが、義務ではなく責任として位置付ける方がよいのではないか。(川本公述人に対して)

#### 塩川 鉄也君(共産)

- ・国際社会において9条が世界で特別の評価を獲得するに至っていると述べたが、そのように考える理由を伺いたい。(猪口公述人に対して)
- ・9条についての評価を他国の政府から聞いた経験があれば、その点について伺いたい。(猪口公述人に対して)

- ・多国間での軍縮条約が成功している例は少ないが、EUやASEANでは多国間主義が成功している。多国間主義と米国の単独行動主義について見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)

- ・憲法においては21条で知る権利が保障されており、情報公開法の拡充により政府の情報公開は徹底されるべきであるとするが、公述人は、どのような情報公開が求められているか。(川本公述人に対して)

#### 照屋 寛徳君(社民)

- ・沖縄は復帰後も米軍基地の存在のため、憲法に反する状況が日常化している。沖縄復帰前後の憲法状況について見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)
- ・公述人は、軍縮、不拡散、人道支援を日本の国際貢献の特質とすることに対して、リスクを回避する臆病なやり方との批判があれば、断固として反論すべきと主張するが、社民党も、また、人道支援を通じた国際貢献をすべきとの立場である。公述人は、我が国が国際貢献を十分に果たしているか。また、日本が果たすべき国際貢献は具体的にどのようなものであるか。(猪口公述人に対して)
- ・社民党は、前文、13条、25条等を踏まえて「平和的生存権」を主張しているが、同権利についての公述人の見解を伺いたい。(猪口公述人に対して)

#### 午後

##### 公述人(3名)

慶應義塾大学総合政策学部 助教授	小 熊 英 二君
東京大学大学院教授・文化 人類学者	船 曳 建 夫君
東亜大学学長	山 崎 正 和君

##### 質疑者

森山 眞弓君(自民)	辻 惠君(民主)
赤松 正雄君(公明)	石井 郁子君(共産)
土井たか子君(社民)	

#### 公述人の意見の概要

##### 小 熊 英 二君

- ・憲法制定に際して占領軍のイニシアティブは強かったが、当時の保守陣営は (a)米国が非武装と天皇制残置を交換関係で提示したこと、(b)天皇制と資本主義の残置を共産党への対抗という文脈でとらえたこと、(c)公職追放による危機からの生き残り

等の理由から、憲法をおおむね歓迎した。

- ・ 占領軍のイニシアティブは事実であるが、歓迎されたことを考えれば、「押しつけ」という評価をすべきではない。
- ・ 米国は、冷戦と朝鮮戦争をきっかけとして、1946年の日本非武装化の方針から、日本を反共同盟国として再軍備させる方針に転換した。
- ・ 米国からの再軍備要求は、旧軍人や保守政界の一部からは歓迎されたが、革新側のみならず保守政界の一部からも米国の「傭兵化」という反発を招いた。
- ・ 当時首相であった吉田茂は、9条と国内の反対世論を理由に米国の再軍備要求を値切り、経済成長に専心するという戦後路線を確立させた。
- ・ 9条の改正は、(a)米国政府の対日軍事要求をエスカレートさせる可能性、(b)日本の軍事大国化を警戒する米国の世論及び周辺諸国の反発を招く可能性、(c)アジア諸国を刺激する可能性がある。
- ・ 「自主憲法制定」という感情的な議論ではなく、国際社会の動向等を踏まえた慎重な憲法論議が望まれる。

#### 船 曳 建 夫 君

- ・ 9条改正論議において、憲法の「改正」自体をすべきではないとの意見があるが、96条の規定の存在からも明らかなように、それは憲法に反している。また、当該意見は、9条に限定して反対する趣旨であったとしても、憲法全体の議論を封殺しようとするものであり、言葉の脅迫に等しく容認できるものではない。
- ・ 9条は、米国の利益と人類の理想主義とが合わさった産物というべきものである。その結果として、独立国家ならば当然有する権利である「交戦権」が認められないという、国家として異常な状況を生じさせてしまった。
- ・ 9条は、日本を防衛する米軍の存在とセットで意味をなすように作られており、平和憲法たる日本国憲法が戦争の抑止力になっていると考えるのは正しくはない。
- ・ 冷戦の終結により、米国による日本の防衛が疑うべくもない前提であった状況はなくなり、ここに至って、9条の議論は実質を帯びてきている。
- ・ 一方、世界では、戦争技術の飛躍的向上等により戦争はなくなりつつある。戦争をせざるを得ない状況にある米国においても、その戦争の内容は国家的正当性から言って、次第に劣化しつつある。
- ・ 私は、自衛隊も自衛権も認める立場であり、国連軍といった形での武力行使が国際平和をもたらすこともあり得るとさえ考えている。しかし、9条改正は、現状と論理的整合性があるだけで、将来的な展望とは合わないものである。

- ・ これまで、苦しくも積み重ねてきた9条の議論は大きな財産である。将来、仮に戦争をせざるを得ない状況になったとしても、いかなる戦争をするかを決める際に、これらの議論は大いに役に立つはずである。

#### 山 崎 正 和 君

- ・ 私は、憲法改正の議論を、例えば、戦後の民主主義か戦前の愛国心か、占領軍による憲法か自主憲法かなど、イデオロギー的対立と重ね合わせてはならないと考える。
- ・ 当面の緊急課題は、(a)日本が自衛権を持つことを明示するかどうか、(b)世界の平和維持に貢献する用意のあることを宣明するかどうかの2点である。論議はこれに集中して実務的、具体的に行われるべきである。
- ・ そのために憲法改正の包括的な議論は避けるべきである。仮に国民投票に問うとしても、9条問題と二院制の問題や内閣制度の問題を一括して問われた場合、国民は答えられないはずである。
- ・ それよりも憲法改正を容易にする法改正を行い、米国のように個別的な憲法修正条項の制定を可能にする道を開くべきと考える。

#### 公述人に対する主な質疑事項

##### 森 山 眞 弓 君 (自民)

- ・ 私が参議院議員在職の当時、衆議院議員の選挙制度改革の結果、両院議員の選出方法が類似することとなり、参議院の存在意義が問われるようになったことから、参議院議員については職能代表や学識経験者を政党推薦によって選出してはどうか等の改革案が提起されたことがあったが、43条の「選挙された議員で組織する」という規定に抵触するというので実現に至らなかった。国会の在り方や議員の選出の在り方については、柔軟な規定にすべきではないかと考えるが、これに対する見解を伺いたい。(全公述人に対して)
- ・ 青少年犯罪の増加にどう対処すべきかの議論では、必ず教育の重要性が指摘されるが、その教育の改革論議では教育基本法の改正を求める意見が多く、これを受けて文部科学省や与党協議での検討が行われており、その議論の中では「愛国心の涵養」を明記すべきとの意見が出されている。私は、これは教育基本法ではなく憲法の前文に明記すべきではないかと考えるが、これに対する見解を伺いたい。(全公述人に対して)

##### 辻 惠 君 (民主)

- ・ 国民国家を超えて地域的共同体が発生しつつある現代において、フランス革命等の流れを汲む近代憲法として成立した日本国憲法をどのよう

- に考えていくべきか。(小熊公述人に対して)
- ・私は、9条問題について論ずるときに、東アジア地域共同体の形成というものが一つの手がかりになると考えるが、当該共同体を形成するに当たって、検討すべき課題について伺いたい。(小熊公述人に対して)
  - ・船曳公述人は、安全保障論議は国の将来の方向性にも通じる問題であると述べたが、そのような観点から、日本の今後の対外政策の在り方について、見解を伺いたい。(船曳公述人に対して)
  - ・船曳公述人は、米国は戦争をせざるを得ない状況にある一方、その正当性は劣化しつつあると述べたが、米国が戦争をせざるを得ない状況にあるのは、その経済構造が軍事産業に依存していることが原因の一つであると考えます。米国は戦争をしないという選択肢をとることはできないのか。(船曳公述人に対して)
  - ・日本の外交戦略は米国追従一辺倒であるが、このような状況から脱却する手段はないのか。(船曳公述人に対して)
  - ・憲法を改正するに当たっては、包括的な形ではなく、個別・具体的に行うべきとの山崎公述人の意見に賛成であるが、公述人が想定する具体的な改正内容について伺いたい。(山崎公述人に対して)
  - ・山崎公述人は、憲法改正の議論をイデオロギー的対立にすることはならないと述べたが、憲法改正論議が不十分な現状において、公述人が主張する「憲法改正を容易にする法改正」を行えば、むしろイデオロギー的対立を増幅させるのではないかと考えるが、いかがか。(山崎公述人に対して)

**赤松正雄君(公明)**

- ・山崎公述人は、現代の国際テロの在り様は、経済や貧困が原因ではなく、「20世紀型社会病理現象」と捉えるべきであると主張しているが、(a)現在もその考えに変わりはないか、(b)「20世紀型社会病理現象」たるテロはいつまで続くのか、について伺いたい。(山崎公述人に対して)
- ・山崎公述人は、テロに対する国際的な防衛同盟を設けるべきであるとし、これによって9条問題は乗り越えられるとするが、当該同盟を設置した場合の日本の果たすべき役割について伺いたい。(山崎公述人に対して)
- ・前文については、9条と同様に現行規定のままでもよいと考えるか。(小熊公述人及び船曳公述人に対して)

**石井郁子君(共産)**

- ・小熊公述人は、戦後、日本の再軍備と改憲の要請が米国の方針としてなされてきたと述べたが、具体的にはどのような事実があるのか。また、その背景

- には何があるのか。(小熊公述人に対して)
- ・船曳公述人は、戦争もなくならないが世界の動きは9条に近づきつつあると述べた。その意味は、現実の世界では武力紛争はなくなっていないが、9条の規定する「戦争放棄」「戦力放棄」「交戦権否認」の価値が失われるものではないと理解してよいか。(船曳公述人に対して)
  - ・山崎公述人は、米国一極体制は長く続くと思われるが、現実には多国間主義という立場からの平和と安全保障の構築がヨーロッパ・アジアで模索されている。この点について、どのように考えるか。(山崎公述人に対して)
  - ・小熊公述人は、感情的な「自主憲法制定」議論とは別に、慎重さを要する9条論議が必要であると述べたが、「感情的」とはどのような意味か。(小熊公述人に対して)

**土井たか子君(社民)**

- ・5月3日の憲法記念日に際して行われた世論調査の結果をみると、憲法改正については賛成であるが、9条の改正については反対であるという意見が多い。この世論調査の結果について、どのように受け止めていくことが大切か。(全公述人に対して)
- ・山崎公述人は、憲法改正を容易にする法改正を行うべきと述べたが、これは憲法改正によって憲法改正条項を改正するという意味か、それとも法律によって憲法改正条項を改正するという意味か。(山崎公述人に対して)
- ・憲法改正によって憲法改正条項の要件を緩和することは、いわば憲法制定権力の自己否定になるため、このような憲法改正は認められないとする憲法改正限界論もあるが、これに対する意見を伺いたい。(山崎公述人に対して)

**平成16年5月13日(木)  
第2回憲法調査会公聴会**

**公述人(3名)**

弁護士	吉田健一君
日本電子専門学校専任講師	安保克也君
元四国学院大学大学院生	日高明君

**質疑者**

大村秀章君(自民)	武正公一君(民主)
福島豊君(公明)	吉井英勝君(共産)
土井たか子君(社民)	

## 公述人の意見の概要

### 吉田 健一君

- ・米国により引き起こされたイラク戦争は、自衛の場合又は国連決議が存在する場合という国連憲章が認める武力行使の要件を満たしておらず、違法な戦争である。この違法な戦争への協力を目的とする自衛隊のイラク派兵は、9条及び98条2項に違反するものである。
- ・集団的自衛権の行使を目的とする9条「改正」への動きは、由々しき問題であり、このような「改正」が行われれば、日本国憲法は平和憲法とは言えないものになってしまう。
- ・政府は、自らが行った自衛隊の海外派兵の合憲性に関する説明を遵守しておらず、これは立憲政治の基本を無視するものである。このような状況下で9条「改正」が行われれば、国際協力の名の下に海外での戦争参加や武力行使が広く容認され、戦争への道を開く結果となり、容認できるものではない。
- ・基地公害による人権侵害に対する政府の消極的態度について、司法は批判的であった。そうした状況にもかかわらず、政府は、基本的人権を大幅に制限し、地方自治に反する内容を含む「有事法制」を推進しており、これは国民主権と民主主義の基盤を崩壊させる危険性がある。
- ・各国協調による武力によらない紛争解決こそが現在の世界の趨勢であり、9条「改正」はこのような流れに逆行するものである。憲法の平和主義を活かし、軍事に頼らない平和な国際関係の実現を追求することが日本の課題である。
- ・憲法「改正」により環境権やプライバシー権などの新しい人権を明記しようとする動きがあるが、現行憲法を活かし、保障されている基本的人権の充実を図り実現していくことをまず考えるべきである。
- ・憲法調査会が、護憲を支持する市民の声に耳を傾けて、憲法の実現のための積極的な提言を検討するなど、より充実した調査を行うことを期待する。

### 安保 克也君

- ・テクノロジーの急激な進歩により、世の中は変化しており、新しい時代の憲法を論じる時には、技術進歩に関する情報を収集した上で論じる必要がある。
- ・米国に正面から戦争を挑むことができる国家が存在しない現在の状況の下では、自爆テロのほかサイバーテロ、サイバー兵器を活用した戦争など、「非対称による戦い」が米国に対抗するものとして重視されることになる。
- ・サイバー戦への対応策として、(a)情報を収集す

るための「情報省」の新設、(b)情報分析のための人材育成、(c)特殊な才能を持つ者の発掘が必要である。

- ・情報獲得レベルの法整備は平成11年に成立した通信傍受法で措置されたが、情報保全レベルに関する法整備が必要である。また、国家機密に係るスパイ防止法を制定すべきであり、21条についてもその趣旨を尊重した上での改正が必要である。
- ・9条については、「国軍は、サイバー軍、陸軍、海軍、空軍の4軍から構成され、日本の主権及び独立を保障し、領土を保全し、国民の基本的人権を擁護することを使命とする」こと及び「軍事組織の基本原則については組織法でこれを定め、政府は非常事態においては法律の定めるところにより必要な措置をとることができる」ことを盛り込むべきである。
- ・憲法前文については、「国内的には国民の平穏を保障し、福祉を増進させる」こと、「国外的には国民は祖国防衛に備えるが、日本国は侵略戦争を放棄することを宣言する」こと及び「正義と秩序を基調とする国際社会において、我が国は国力に応じた国際平和協力に貢献するため、国際組織への参加を促進し、かつ助成する」ことを盛り込むべきである。

### 曰高 明君

- ・私は、前文の掲げる理念を根付かせていくことが重要であると考えます。
- ・前文及び9条の背景には、不戦条約に始まる戦争違法化の流れと広島・長崎への原子爆弾の投下による教訓があると考えられる。
- ・前文にある「平和的生存権」に関する文言は、「人間の安全保障」につながるものであり、先見性を持つものと考えます。
- ・前文及び9条の掲げる平和主義は、今日の国際社会を導く強力な理念となりつつある。それは、(a)戦争を起こす主体を自覚していること、(b)国家による暴力行使の多様な形態を放棄していること、(c)戦力不保持に加え交戦権の否認を規定していること、(d)国連中心主義と軍事によらない安全保障を採用していること、(e)平和的生存権を保障していることに特色があり、これらの理念の実現こそが政治にとって最大の課題であると考えます。
- ・世界の平和と安定のため、平和的生存権を基軸に、世界中の人々が希望を持って生きていけるような社会システムの構築に向け、国連を中心に憲法の平和主義と非武装に徹した取組をなすことが我が国の使命である。
- ・我が国は、憲法に平和的生存権を掲げているか

らこそ、世界の平和と安定のために積極的に寄与していくことができる。

- ・前文や9条の改正によっては、平和な社会を構築することはできないと考える。むしろ、日本が世界に先駆けて戦争の放棄を鮮明にしたことの正しさをこそ誇るべきである。
- ・憲法の理念と現実との乖離を理由に憲法改正をするのではなく、憲法の理念に現実を近付けていくことこそが求められている。
- ・憲法を尊び、これを次代へつなげていくことが我々の選択すべき唯一の道であると確信する。

### 公述人に対する主な質疑事項

#### 大村秀章君(自民)

- ・憲法調査会において時代に合わせて憲法を見直していくべきとの共通の流れを感じているが、国民投票法の制定や改正手続の要件の緩和など今後の憲法に関する政治課題についてどう思うか。(全公述人に対して)
- ・環境権やプライバシー権等の憲法への明記や一院制への移行など、憲法改正について国民のニーズがあるものとする。このように9条以外の条文で憲法を改正すべき点があると思うがいかがか。(吉田公述人に対して)
- ・国際情勢の変化の中で日本が果たすべき役割は何か。また日本の平和と安全を守るために憲法を改正すべきと思うがいかがか。(全公述人に対して)
- ・(a)米国とのミサイル防衛、(b)日米安保条約、(c)9条を遵守した場合の自衛隊の位置付けの3点についてお聞きしたい。(吉田公述人に対して)

#### 武正公一君(民主)

- ・日本の裁判所は憲法判断に消極的であると指摘される。法の支配を貫徹するためには、憲法裁判所を設置することが必要であると思うが、いかがか。(吉田公述人及び日高公述人に対して)
- ・日米地位協定を改定すべきと考える。外務省は、日米地位協定の運用改善によって、米軍軍属の犯罪者に対する弁護士の陪席を認めることに合意したが、なぜ米軍軍属だけこうした扱いがなされるのか。(吉田公述人に対して)
- ・イラクへの自衛隊派遣に際して、首相は日米同盟と国際協調の両立を主張したが、憲法論からすれば、憲法には国際協調のみが規定されており、両者は同一レベルの概念とはいえない。日米同盟と国際協調の関係についてどのように考えるか。(吉田公述人及び日高公述人に対して)
- ・サイバー条約は、通信の秘密やプライバシーの

問題から各国において批准が進んでいないが、この点について、公述人はどのように考えるか。(安保公述人に対して)

- ・私は「情報省」が必要であると思うが、縦割り行政の弊害により、首相や官房長官にきちんと危機管理に関する情報が上がってこない現状を考えると、その設置に当たっては、シビリアンコントロールが非常に重要になると考える。この点について、公述人の見解を伺いたい。(安保公述人に対して)

#### 福島豊君(公明)

- ・日高公述人は、9条が国連による平和への協力を採用していることに言及したが、現実には国連憲章に旧敵国条項などが残っている。そのような現実を踏まえ、国連が理想に近づくためには何が必要と考えるか。(日高公述人に対して)
- ・「人間の安全保障」の実現に国として積極的に関与することは、21世紀の国際社会に対する我が国の在り方である。そこで、憲法前文の思想を明確にするうえでも、9条に国際貢献について規定する第3項を追加すべきではないかと考えるが、いかがか。(日高公述人及び吉田公述人に対して)
- ・サイバー戦への備えは必要と思うが、それは、武力の行使や国家間の紛争の処理とは性格を異にするのではないか。サイバー軍と通常の軍事力との関係をどのように捉えているのか。(安保公述人に対して)
- ・サイバー戦への対処に当たっては、テロ対策という名目で、自国の情報通信ネットワークを軍がコントロールする監視社会への移行を懸念する意見もある。そこで、監視社会へ移行させないためにはどうしていく必要があると考えるか。(安保公述人に対して)

#### 吉井英勝君(共産)

- ・21世紀は、軍事力によらずに外交力を高めることで、地域の平和を保つことができ、国連憲章や9条が輝く時代になると考える。軍事力によらない我が国の憲法の規定は、非常に高い意義を持つと考えるが、世界における日本国憲法の位置付け・役割・意義についてどのように考えるか。(吉田公述人及び日高公述人に対して)
- ・改憲論の一つに、環境権等の新しい文言を書き込むべきという主張がある。しかし、環境保護派から環境権の創設を求める声がないように、そのときの状況に対応して改憲するのではなく、憲法を活かして対応していくべきと考える。また、現実に合わせて改憲をすべきという意見は、9条の改憲を真の目標としていることが伺える。これらの点についてどのように考えるか。(吉田

公述人に対して)

- ・日米安保体制から最近の米軍の軍事行動への参加・協力に至るまで、憲法の解釈を拡大している一方で改憲すべきという意見は間違いである。このような憲法を踏み越えるような政治は許されるか疑問であり、この点について見解を伺いたい。(吉田公述人に対して)
- ・米軍の基地公害による人権の侵害あるいは環境権の否定は許されないと考えるが、いかがか。(吉田公述人に対して)

**土 井 たか子君(社民)**

- ・ドイツには、基本法に軍事規定があるが、日本国憲法には軍事規定がない。しかし、イラクへの対応について、我が国は自衛隊を派遣し、一方ドイツはイラクへの軍事行動には新たな国連決議が必要だと主張している。この違いについて、何か考えはあるか。(吉田公述人に対して)
- ・我が国の国家像がはっきりしないと指摘している新聞記事等を見るたびに残念に思う。そこで、我が国の21世紀の国家像についてどのように考えているか伺いたい。(全公述人に対して)
- ・憲法調査会の公聴会の在り方について何か意見があれば伺いたい。(全公述人に対して)

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：2358件(5/13現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1417	封書	449
FAX	315	E-mail	177

**分野別内訳**

前文	211	天皇	86
戦争放棄	1564	権利・義務	59
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1319

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03 - 3581 - 5875  
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

**今後の開会予定**

日付	開会時刻	会議の内容
5.20 (木)	午前 9:00	統治機構小委 [テーマ] 中央政府と地方政府の権限のあり方(特に、課税自主権) 参考人：辻山幸宣君((財)地方自治総合研究所理事・主任研究員)
	午後 2:00	基本的人権小委 [テーマ] 経済的・社会的・文化的自由(特に、職業選択の自由・財産権) 参考人：野呂充君(関西大学法科大学院教授)
5.27 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 [テーマ] 刑事手続上の権利(行刑上の問題を含む)・被害者の人権 参考人：田口守一君(早稲田大学法学部・法務研究科教授)
	午後 2:00	統治機構小委
6.3 (木)	未定	憲法調査会(小委員長からの報告聴取及び自由討議)
6.10 (木)	未定	憲法調査会

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。  
 正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。  
**(衆議院会議録議事情報)**  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)  
**(国立国会図書館)**  
<http://kokkai.ndl.go.jp/>